

異動届の書き方

退職に伴い普通徴収へ切り替える場合

年税額 54,700円

◎この異動届出書は異動があった月の翌月10日までに必ず(一括徴収した場合においても)提出して下さい。

右の※印の欄には記入しないでください。

にかかる給与所得者異動届出書



令和 6 年 9 月 5 日		給 与 特 別 徴 収 義 務 者 （ 支 払 義 務 者 ）	住所(居所) 又は所在地	郵便番号	八重瀬町字東風平〇〇〇番地		特別徴収義務者 指 定 番 号		81234567			
				901-0401			宛名番号(注1)					
八重瀬町長殿			フリガナ	ヤエセショウジ				連 絡 者	係	総 務		
			名称	(株) 八重瀬商事					氏名	八重瀬 花子		
		個人番号又は法人番号	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0				TEL		(000) 000-000 (内線 000)			
給 与 所 得 者 (異動者)			(ア)	(イ)	(ウ)	異動年月日		異動の事由		異動後の未徴収税額の徴収		
フリガナ	ヤエセ タロウ		生年月日	特別徴収税額 (年税額)	徴収済税額	未徴収税額 (ア)－(イ)						
氏名	八重瀬 太郎		S 54. 3. 29	令和 6 年度 54,700 円	6 月分から	11 月分から	R6 年 8 月 30 日	① 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長欠 5. 死亡 6. 会社解散 7. 住所誤報	A. 特別徴収継続			
受給者番号									B. 一括徴収			
個人番号	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0								C. 普通徴収			
1月1日現在 の住所	八重瀬町字具志頭〇〇〇番地								Cを○で囲んだ場合は、左下の「一括徴収しない理由欄」の該当する番号を○で囲んでください。			
現住所	給与支払を受けなくなった後の住所											
	同 上				10 月分まで	5 月分まで						
					23,200 円	31,500 円						

C 普通徴収
※未徴収額を本人が支払う

※八重瀬町より退職者本人に通知しますので旧住所欄とあわせて現住所欄も必ず記入してください。

B 一括徴収 ※未徴収額を特別徴収義務者が給与等から徴収する。		
一括徴収した税額は		月分で納入する
(	月	日納入)
給与又は退職手当 等の支払予定月日	一括徴収予定額 (ウ)と同額	
	円	

A 特別徴収継続 (転勤・再就職) ※未徴収額を新特別徴収義務者が給与から徴収する。															
特別徴収義務者指定番号															
受給者番号															
新 特 別 徴 収 義 務 者	所在地														
	フリガナ														
	名 称														
	個人番号 又は法人番号														
	連絡者	係					氏名								
	TEL	()				(内線)									
月割額		円を				月分から徴収し納入する。									

下記の欄には、その年の1月1日から退職時までに支払の確定した給与の額等を記載してください。	
1月1日以降退職時までの給与支払総額（賞与含む）	退職手当等の支払額（支払予定額）
00000000 円	00000000 円
社会保険料額	勤続年数
0000000 円	00 年 00 カ月

一 場 括 合 徴 の 収 理 し 由 な い	① 異動の日が6月1日から12月31までの間で、本人から申出がないため。 - 異動の日が1月1日から4月30日までの間で、残税額(上記(ウ)の欄)を超える給与、又は退職手当の支払がないため。 - その他 理由 ()	
	注 意	「宛名番号」の欄には《特別徴収税額通知書》に記載された宛名番号を記載。 - 転勤・再就職により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、 - 新勤務先では「A特別徴収継続」欄の事項を記入し、1月1日現在の住所を 1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は

退職に伴い一括徴収する場合

年税額 54,700円

月割額	
6月 5,200円	徴収済税額 23,200円
7月 4,500円	
8月 4,500円	
9月 4,500円	
10月 4,500円	
11月 4,500円	一括徴収税額 31,500円 徴収した日の 属する月の翌 月の10日まで に納付してく ださい。
12月 4,500円	
1月 4,500円	
2月 4,500円	
3月 4,500円	
4月 4,500円	
5月 4,500円	



にかかる給与所得者異動届出書

◎この異動届出書は異動があった月の翌月10日までに必ず(一括徴収した場合においても)提出して下さい。

◎この異動届出書は、コピーして使用していただいても結構です。

右の※印の欄には記入しないでください。

令和6年9月5日		給 与 支 払 者 （ 特 別 徴 収 義 務 者 ）	住所(居所) 又は所在地	郵便番号	八重瀬町字東風平〇〇〇番地		特別徴収義務者 指 定 番 号		81234567	
			フリガナ	901-0401			宛名番号(注1)			
八重瀬町長殿			名称	ヤエセショウジ		連 絡 者	係	総 務		
			個人番号又は法人番号	(株) 八重瀬商事			氏名	八重瀬 花子		
			0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		TEL		(000) 000-000 (内線 000)			
給 与 所 得 者 (異動者)			(ア)	(イ)	(ウ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収		
フリガナ	ヤエセ タロウ	生年月日	特別徴収税額 (年税額)	徴収済税額	未徴収税額 (ア)－(イ)	R6 年 8 月 30 日	① 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長欠 5. 死亡 6. 会社解散 7. 住所誤報	A. 特別徴収継続		
氏名	八重瀬 太郎	S 54. 3. 29	令和 6 年度 54,700 円	6 月分から	11 月分から			B. 一括徴収		
受給者番号				10 月分まで	5 月分まで			C. 普通徴収		
個人番号	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0									
1月1日現在の住所	八重瀬町字具志頭〇〇〇番地						Cを○で囲んだ場合は、左下の「一括徴収しない理由欄」の該当する番号を○で囲んでください。			
現住所	給与支払を受けなくなった後の住所 同 上									

C 普通徴収
※未徴収額を本人が支払う

※八重瀬町より退職者本人に通知しますので旧住所欄とあわせて現住所欄も必ず記入してください。

B 一括徴収 ※未徴収額を特別徴収義務者が給与等から徴収する。		
一括徴収した税額は 9 月分で納入する (11 月 10 日納入)		
給与又は退職手当 等の支払予定月日	一括徴収予定額 (ウ)と同額	
11月5日	31,500 円	

A 特別徴収継続 (転勤・再就職) ※未徴収額を新特別徴収義務者が給与から徴収する。												
特別徴収義務者指定番号												
受給者番号												
新特別徴収義務者	所在地											
	フリガナ											
	名 称											
	個人番号 又は法人番号											
	連絡者	係					氏名					
TEL		()				(内線)						
月割額				円を				月分から徴収し納入する。				

下記の欄には、その年の1月1日から退職時まで に支払の確定した給与の額等を記載してください。	
1月1日以降退職時までの給与支払総額 (賞与含む)	退職手当等の支払額 (支払予定額)
00000000 円	00000000 円
社会保険料額	勤続年数
000000 円	00 年 00 月

一場 括 合 徴 の 収 理 し 由 に よ り な い	1. 異動の日が6月1日から12月31までの間で、本人から申出がないため。 2. 異動の日が1月1日から4月30までの間で、残税額(上記(ウ)の欄)を超える給与、又は退職手当の支払がないため。 3. その他 理由 ()	
	注 意	1. 「宛名番号」の欄には《特別徴収税額通知書》に記載された宛名番号を記載。 2. 転勤・再就職により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、 3. 新勤務先では「A特別徴収継続」欄の事項を記入し、1月1日現在の住所を 4. 1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、

転勤して特別徴収を継続する場合

八重瀬太郎さんの町・県民税

年税額 54,700円

給 与 支 払 報 告 収 入 にかかる給与所得者異動届出書

◎この異動届出書は異動があった月の翌月10日までに必ず(一括徴収した場合においても)提出して下さい。

◎この異動届出書は、コピーして使用していただいても結構です。右の※印の欄には記入しないでください。

月割額	
6月 5, 200円	} 徴収済税額 23, 200円
7月 4, 500円	
8月 4, 500円	
9月 4, 500円	
10月 4, 500円	
11月 4, 500円	} (株) 八重瀬 建設で11月分 から徴収する 31, 500円
12月 4, 500円	
1月 4, 500円	
2月 4, 500円	
3月 4, 500円	
4月 4, 500円	
5月 4, 500円	

令和6年9月5日		給 与 特 別 徴 収 義 務 者 （ 支 払 義 務 者 ）	住所(居所) 又は所在地	郵便番号	八重瀬町字東風平〇〇〇番地	特別徴収義務者 指 定 番 号		81234567			
				901-0401		宛名番号(注1)					
フリガナ	ヤエセショウジ				連 絡 者	係	総 務				
名称	(株) 八重瀬商事					氏名	八重瀬 花子				
個人番号又は法人番号	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 /					TEL	(000) 000-000 (内線 000)				
八重瀬町長殿											
給 与 所 得 者 (異動者)						(ア)	(イ)	(ウ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収
フリガナ	ヤエセ タロウ		生年月日			特別徴収税額 (年税額)	徴収済税額	未徴収税額 (ア)-(イ)			
氏名	八重瀬 太郎		S 54. 3. 29			令和 6 年度	6 月分から	11 月分から	R6 年	1. 退職	A. 特別徴収継続
受給者番号							10 月分まで	5 月分まで	8 月	2. 転勤	B. 一括徴収
個人番号	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 /								30 月	3. 休職	C. 普通徴収
1月1日現在 の住所	八重瀬町字具志頭〇〇〇番地					54,700 円			日	4. 長欠	Cを○で囲んだ場合は、左下の「一括徴収しない理由欄」の該当する番号を○で囲んでください。
現住所	給与支払を受けなくなった後の住所									5. 死亡	
	同 上						23,200 円	31,500 円		6. 会社解散	
										7. 住所誤報	

C 普通徴収
※未徴収額を本人が支払う

※八重瀬町より退職者本人に通知しますので旧住所欄とあわせて
現住所欄も必ず記入してください。

B 一括徴収 ※未徴収額を特別徴収義務者が給与等から徴収する。		
一括徴収した税額は		月分で納入する
(	月	日納入)
給与又は退職手当等の支払予定日	一括徴収予定額(ウ)と同額	
	円	

A 特別徴収継続 (転勤・再就職)																
※未徴収額を新特別徴収義務者が給与から徴収する。																
特別徴収義務者指定番号								87654321								
受給者番号								ac987654321								
新 特 別 徴 収 義 務 者	所在地		八重瀬町字伊覇○○○○番地													
	フリガナ		ヤエセケンセイ													
	名 称		(株) 八重瀬建設													
	個人番号 又は法人番号		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	連 絡 者	係	庶務				氏名		八重瀬 一郎							
		TEL	(000) 000 - 000										(内線) 000			
月割額		4,500		円を		11		月分から徴収し納入する。								

下記の欄には、その年の1月1日から退職時まで
に支払の確定した給与の額等を記載してください。

1月1日以降退職時までの給与支払総額(賞与含む)	退職手当等の支払額(支払予定額)
0000000 円	0000000 円
社会保険料額	勤続年数
000000 円	00 年 00 月 00 日

一場 括 合 の 収 理 し 由 な い	1. 異動の日が6月1日から12月31までの間で、本人から申出がないため。 2. 異動の日が1月1日から4月30日までの間で、残税額(上記(ウ)の欄)を超える給与、又は退職手当の支払がないため。 3. その他 理由 ()	
	注 意	1. 「宛名番号」の欄には「特別徴収税額通知書」に記載された宛名番号を記載。 2. 転勤・再就職により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、 3. 新勤務先では「A特別徴収継続」欄の事項を記入し、1月1日現在の住所 4. 1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は